

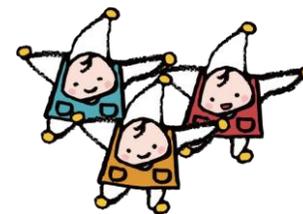
令和7年度 こども家庭庁母子保健指導者養成研修

# 母子保健施策の動向について

こども家庭庁 成育局 母子保健課

# 本日の内容

1. こども家庭庁の施策
2. 令和8年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



# こども家庭庁とは？

## 1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションを起こしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを**考えて、**政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていること**に向き合い、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、**大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔**、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

## 2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

## 3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

# こども基本法の概要

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として**ひとしく健やかに成長することができ**、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して**、こども施策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、**適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること**等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、**十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保**
- ⑥ **家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備**

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**  
（※ 少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

## 基本的施策

- 施策に対する**こども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

施行期日：令和5年4月1日  
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり  
こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

## 概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱等を一つに束ね、**こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。**

## 第1 はじめに

こども大綱が目指す「**こどもまんなか社会**」

**全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会**

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



## 第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その**多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し**、こども・若者の今とこれからの**最善の利益を図る**
- ②こどもや若者、子育て**当事者の視点を尊重し**、その**意見を聴き**、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて**切れ目なく対応し、十分に支援する**
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、**全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる**ようにする
- ⑤**若い世代の生活の基盤の安定を図る**とともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、**関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

## 第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、**ライフステージ別に提示**。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項  
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 **こども・若者の社会参画・意見反映**
- 2 こども施策の**共通の基盤**となる取組
- 3 **施策の推進体制等**

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、**こどもまんなか実行計画**（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

- こどもまんなか実行計画は、**こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）**の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画。**
- 毎年改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
- 計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。
  - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
  - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
  - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進
- 各省庁は、上記に記載した重点的な3つの領域をはじめ、以下の各施策について、こども大綱に定める6本の柱の基本的な方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、政府一丸となって一体的に取り組む。
 

(※) 自殺者数は令和6年529人(前年比+16人)、いじめ重大事態の発生件数は令和5年度1,306件(前年比+387件)、不登校児童生徒数は令和5年度346,482人(前年比+47,434人)、児童虐待の相談対応件数は令和5年度約22.5万件。また、出生数は令和6年合計が686,061人(概数。前年比△41,227人)

## こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) **こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等**  
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発(※)、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知(こどもの権利擁護に関する調査研究)等
- (2) **多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり**  
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進、子育て世帯等に関する住宅支援の実施 等
- (3) **こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供**  
**プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化** 等
- (4) **こどもの貧困対策**  
教育の支援、生活の安定に資するための支援(こどもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援)、保護者の就労支援、経済的支援 等
- (5) **障害児支援・医療的ケア児等への支援**  
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6) **児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援**  
**こども家庭センターの整備**、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化(新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン)、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 等
- (7) **こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組**  
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法の円滑な施行等の総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等
- (8) **こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進**

## こども施策に関する重要事項

### 2 ライフステージ別の重要事項

#### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、**産前産後の支援の充実と体制強化**、妊婦のための支援給付、**乳幼児健診等の推進**、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、地域の身近な場を通じた支援の充実等（人口減少地域における保育機能の確保・強化、こども誰でも通園制度の推進）、幼児教育・保育の質の向上、特別な配慮を必要とするこどもへの支援、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等 等

#### (2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、ライフデザイン支援、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等

#### (3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、若者による地域づくりの推進、「賃上げ」に向けた取組（三位一体の労働市場改革の着実な実施）、結婚支援 等

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

#### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

切れ目ない教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等

#### (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 等

#### (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等

#### (4) ひとり親家庭への支援

親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進 等

## こども施策を推進するために必要な事項

### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施
- ・こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用
- ・地方公共団体へのファシリテーターの派遣等の支援
- ・多様な声を施策に反映させる工夫
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

### 2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、各企業の取組に係る指標と開示との連携等について具体的な枠組みを検討
- ・こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化 等

### 3 施策の推進体制等

- ・国における推進体制、自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保 等

## こども未来戦略(抄) (令和5年12月22日 閣議決定)

### Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

#### Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

##### (1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

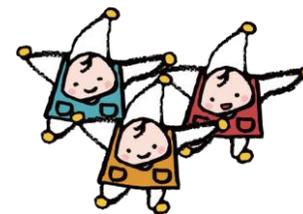
○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯に対象を拡大して実施している。更なる利用拡大に向け、本事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるとともに、支援の必要性の高い産婦などを受け入れる施設に対する支援の拡充を行い、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行う。

○ 「1か月児」及び「5歳児」への健康診査並びに「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充について、早期の全国展開に向けた支援を行うとともに、「新生児聴覚検査」について、全国での公費負担の実施に向けた取組を進める。

# 本日の内容

---

1. こども家庭庁の施策
2. 令和8年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



# 令和8年度 母子保健対策関係予算概算要求の概要

(令和7年度予算)  
17,635百万円

(令和8年度概算要求)  
→ 26,937百万円

(令和7年度当初予算にない事業は【新規】と記載)

※デジタル庁一括計上予算含む

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

## 1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

12,694百万円 → 19,572百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

### (1) 乳幼児健診等の推進【新規】★

#### ① 乳幼児健康診査の推進（令和6年度補正予算事業の継続実施）

- ・ 「1か月児」及び「5歳児」健診について、全国の自治体での実施を目指して健康診査の費用に対し補助を行う。
- ・ 「1か月児」、「3～6か月児」、「9～11か月児」、「5歳児」健診等の実施を推進するための体制整備の支援を行う。

#### ② 新生児マススクリーニング検査の推進（令和6年度補正予算事業の継続実施）

- ・ 「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指すための実証事業を実施する。
- ・ 新生児マススクリーニング検査に係る精度管理の費用に対し補助を行う。

### (2) プレコンセプションケア推進5か年計画に基づくプレコンセプションケアの推進【拡充】★

- ・ 若年世代を含む国民が、気軽に相談できるよう、身近な地域や機関等における相談体制の整備や、10代や20代の若者にも訴求する、実効性のある普及啓発のための取組を推進する。
- ・ 性と健康の相談センター事業について、身近な地域において医療機関等も含め、専門家による相談支援体制の整備を図るとともに、SNSを活用したオンライン相談指導（夜間対応含む）を実施する。

### (3) 卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証のためのモデル事業【新規】

- ・ 卵子凍結に関する検討を行うこども家庭科学研究の研究班と連携し、希望する都道府県において卵子凍結に対する助成を行うことで、卵子凍結に関する様々な課題等の検証を行うことを目的としたモデル事業を実施する。
- ・ 卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発を併せて実施する。

#### (4) 母子保健のデジタル化等の推進【新規】

- ・ マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化や電子母子健康手帳の普及に向け、情報連携基盤（Public Medical Hub）を活用するための実証事業の実施や、健康診査等の請求支払システム等のシステム構築など母子保健DXの推進を行う。

#### (5) 妊婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業【拡充】★

- ・ 現在実施している「遠方の分娩取扱施設」を対象とした交通費支援事業、「遠方の産科医療機関」を対象とした交通費支援事業を統合するとともに、不妊治療施設や産後ケア施設等を対象施設として追加する。

#### (6) 妊婦健診の公費負担額の自治体間格差等の是正推進【新規】

- ・ 妊婦健診の公費負担額の自治体間格差および実際にかかる費用の施設間格差是正のための調整を推進するため、都道府県が医療機関への働きかけや、市区町村や医師会等と集合契約を結ぶ際に必要となる調整に係る費用を助成する。

#### (7) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備等【拡充】

- ・ 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、こどもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施する。
- ・ こどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを整備し、予防可能なこどもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

#### (8) 成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業【拡充】★

- ・ 成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等を効果的に実施するため、厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立成育医療研究センターにおける成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進する。
- ・ 国立成育医療研究センターに中央拠点病院として「こどもの心の診療ネットワーク事業」のシンクタンク機能を構築する。
- ・ 国立成育医療研究センターで、法医学・医療関係者等への啓発等による人材育成をはかるほか、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業実施自治体に有識者の派遣等を行う。

#### (9) ドナーミルクに関する調査研究【新規】

- ・ ドナーミルクに関する過去の調査結果の整理、追加的な調査、有識者からの知見の収集等、ドナーミルクの安全確保の仕組み及び安全供給に関する調査研究を実施する。

## (10) 入院中のこどもへの付添い家族の環境改善【新規】

- ・ 入院中のこどもへの付添いをする家族の環境改善のため、医療機関におけるリフォームの実施や物品の購入（簡易ベッド、寝具など）等を支援する補助を創設する。

## (11) 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業【拡充】★

- ・ 都道府県、指定都市、中核市において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。

## (12) こどもの心の診療ネットワーク事業

- ・ 様々なこどもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時のこどもの心の支援体制づくりを実施する。

## (13) 不妊症・不育症や死産・流産等を経験された方への支援等

- ・ 医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- ・ 先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成や、自治体を実施する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。
- ・ 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアサポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を実施する。
- ・ 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成を図るため、普及啓発事業を実施する。

## (14) 妊娠・出産包括支援事業、産後ケア事業 ★

- ・ こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）の設置の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備する。
- ・ 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。
- ・ こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

## (15) 産婦健康診査事業

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

## (16) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

- ・ 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

## (17) 新生児聴覚検査の体制整備事業

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

## (18) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

- ・ 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

## (19) 母子保健対策の強化 (P21)

- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- ・ 都道府県による成育医療等に関する協議会の設置などの広域支援の推進等を実施する。

## (20) 出生前検査認証制度等啓発事業

- ・ 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行う。

## (21) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援

- ・ 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

## (22) 妊婦訪問支援事業

- ・ 妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

## 2 未熟児養育医療等

3,436百万円 → 3,366百万円

- ・ 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

## 3 こども家庭科学研究等の推進

947百万円 → 1,118百万円

- ・ 保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること並びに第3期健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえた世界最高水準の医療提供に資する医療分野の研究開発を推進すること等を目的として実施する。

## 4 成育基本法に基づく取組の推進

35百万円 → 35百万円

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。
- ・ 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

## 5 旧優生保護補償金等の支給等

435百万円 → 1,298百万円

- ・ 都道府県において、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等からの請求を受付、調査し、内閣総理大臣に提出するほか、補償金等の支給手続き等に係る周知及び相談支援等を行う。

## 6 その他

88百万円 → 52百万円

- ・ 母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

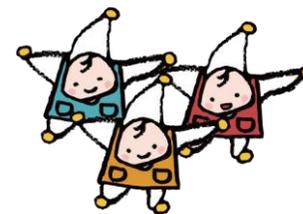
## 7 母子保健に係る情報連携システム（PMH）の整備【新規】（P64） ※デジタル庁一括計上予算 1,496百万円

- ・ PMHの機能のうち母子保健の分野について、令和8年度以降の全国展開を見据えて必要となるPMHの機能の拡充を行う。

# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



# 安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

こども家庭センター（母子保健機能）を拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、**誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポート**します。

## こども家庭センター（母子保健機能）による包括的な支援体制の構築

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④サポートプランの策定



### 妊婦健診の実施

妊婦に対し、1・4回程度の妊婦健診費用が公費助成されています。

### 産婦健診の実施

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産婦健診を実施します。産婦健診の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを勧めます。

### 産前・産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦等に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の人たちなどが、気軽に話し相手になって相談に応じるなどの支援を行います。妊産婦等の孤立化を防ぐソーシャル・キャピタルの役割を担っています。

### 産後ケア事業

退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅訪問の形態により、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行います。令和元年の母子保健法改正により、市町村に実施の努力義務が課せられました。

### 多胎妊婦や多胎児家庭への支援

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家族支援のため、  
 ①育児等サポーターを派遣し、日常的な生活支援等を行うとともに、  
 ②多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、相談支援等を行います。

### 若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への身近な地域での支援として、NPO等も活用し、  
 ①アウトリーチやSNS等による相談支援を行います。  
 ②不安や金銭面の心配から医療機関受診を躊躇する特定妊婦等に対し、支援者が産科受診に同行するとともに、受診費用を補助します。  
 ③行き場のない若年妊婦等に、緊急一時的な居場所を提供します。  
 （※本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市）

### 外国人妊産婦への支援

言葉の問題がある外国人の妊産婦の妊娠・出産等を支援するため、母子健康手帳の多言語版（10か国語に翻訳）を作成しています。

### 入院助産の実施

生活保護世帯など経済的な問題のある妊産婦に対して、所得の状態に応じ、指定産科医療機関（助産施設）における分娩費用の自己負担額を軽減する仕組み（入院助産制度）があります。

- ・上記の事業等のほか、医療保険から出産育児一時金として原則50万円が支給されます。
- ・国の制度以外でも、各自治体において、独自事業が実施されています。

# こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

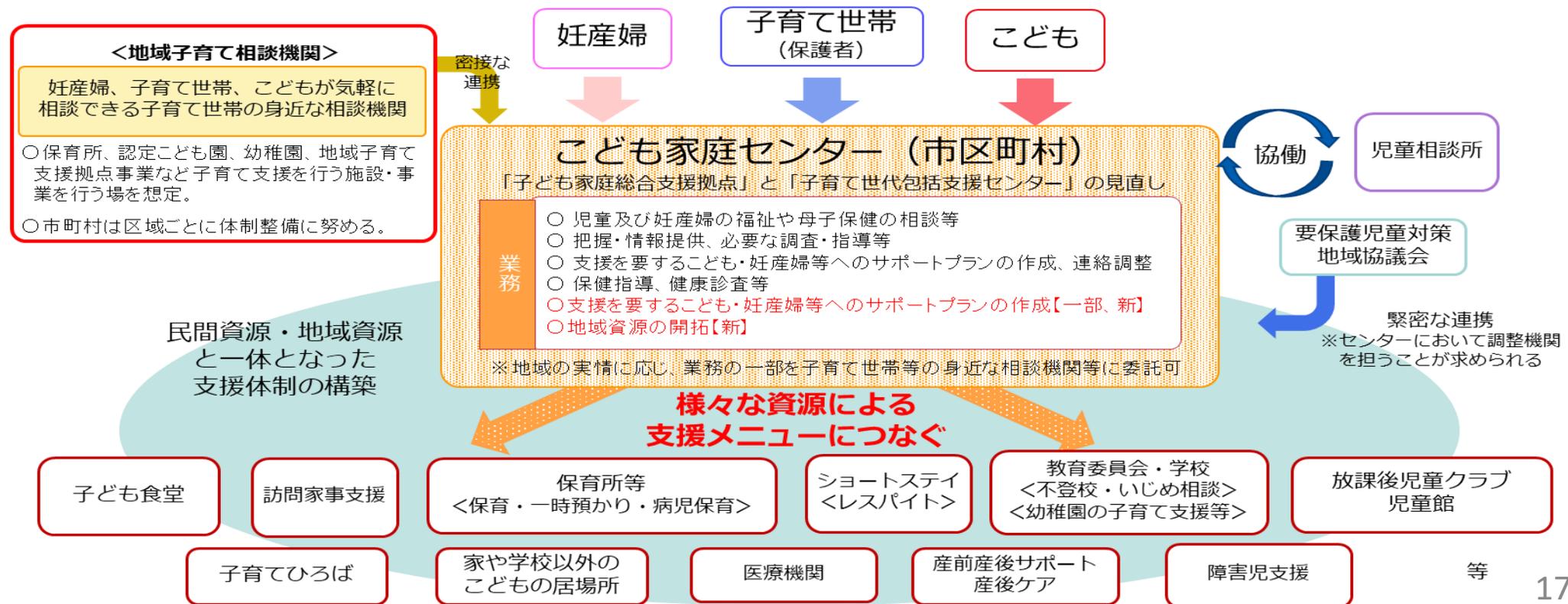
- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

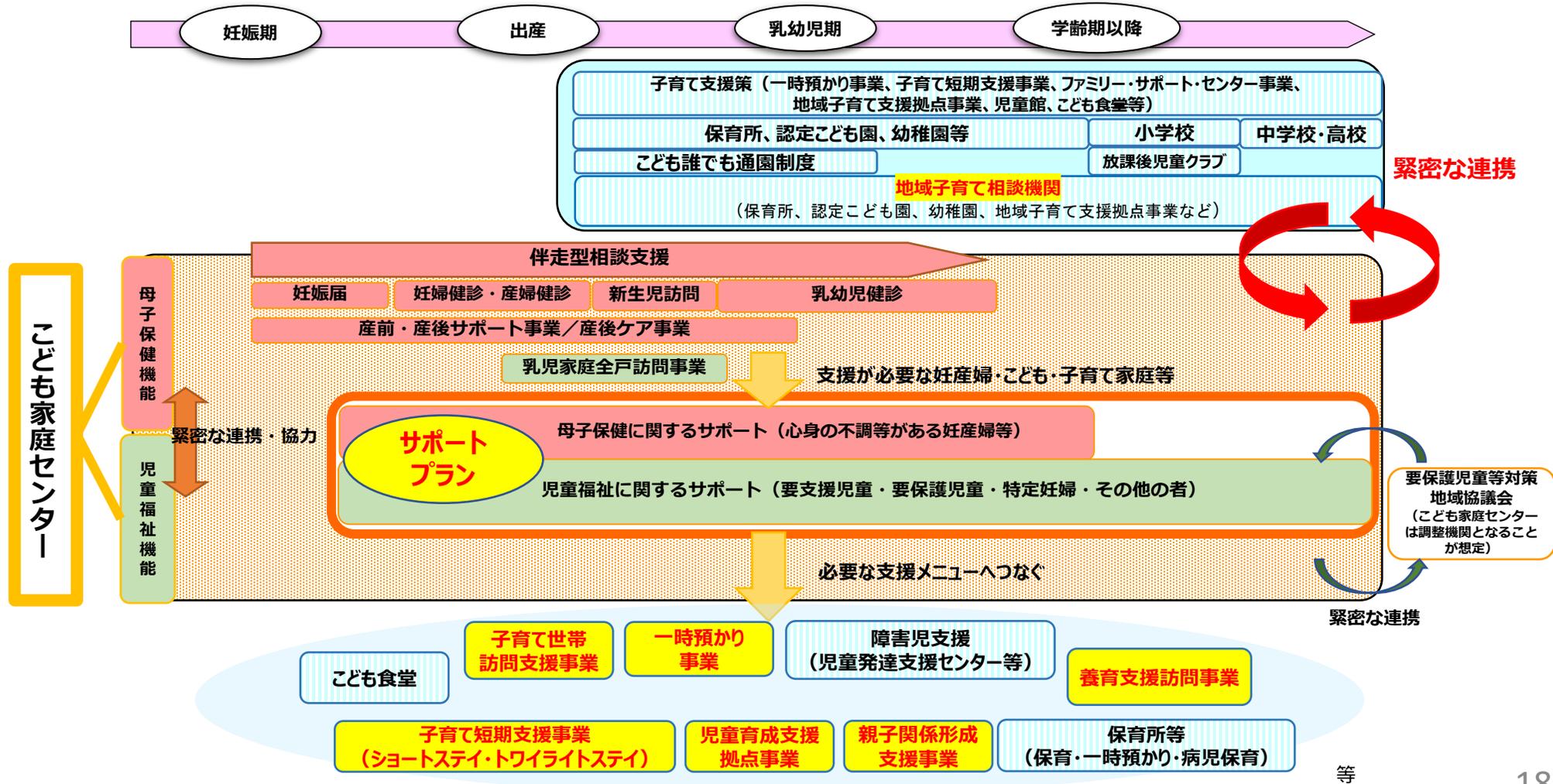
※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

- ※ 「こども家庭センター」の設置状況に関する調査（全自治体対象）では、こども家庭センターを設置済みの市町村が1,240自治体（71.2%）であった。なお、未設置市町村501自治体のうち令和7年度に設置予定の市町村が48自治体、令和8年度に設置予定の市町村が258自治体、令和9年度以降に設置予定の市町村が38自治体、設置時期未定の自治体が157自治体であった。（令和7年5月1日時点）



# こども家庭センターと各種子育て支援施策の連携

- こども家庭センターは、子育て世帯に対する**包括的な支援体制の中心**として、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り**早期に発見・把握し、サポートプランの作成や同プランに基づく支援等**を行うにより、こどもの健やかな成長を支えていく役割を有する。
- そのためには、妊娠期からの**伴走型相談支援**や、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健施策をポピュレーションアプローチにより実施するとともに、こどもが通う保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校等、各種の子育て支援関係事業・サービスの担い手や**地域子育て相談機関**等からの情報提供を通じて、支援を必要とするこども・家庭を把握し、**関係機関等とともに連携して継続的に支援する協力体制をつくっていくことが重要**。
- 子育て支援関係事業として、こども未来戦略において「**こども誰でも通園制度**」を創設することとされており、未就園児が本制度を利用することにより、これまで把握が困難であった気になる未就園児・保護者を見つけた場合にこども家庭センターへ情報共有を行うことで、必要な支援につなげていくことが期待される。



# 「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」

## 目的

母子保健事業等の機会を活用して、妊産婦・乳幼児期のこどもがいる家庭の養育上の問題や保護者の心身の不調等による社会的リスクを評価し、児童福祉との情報共有の必要性等について判断するためのアセスメントツールとその運用マニュアルを作成。

**妊娠・出産期のリスクアセスメントシート**

項目	No.	項目	回答状況	リスク	対応	対応	対応	対応	対応	対応
妊産婦	1	妊娠中の経過が24週以下								
	2	パートナーとの関係が良好な状態にない状態で24週以下								
	3	妊娠中多量飲酒や喫煙や薬物使用がある								
産後	4	産後、産後うつ病がある								
	5	産後、産後うつ病がある								
乳幼児	6	産後、産後うつ病がある								
	7	産後、産後うつ病がある								
産後	8	産後、産後うつ病がある								
	9	産後、産後うつ病がある								
産後	10	産後、産後うつ病がある								
	11	産後、産後うつ病がある								
産後	12	産後、産後うつ病がある								
	13	産後、産後うつ病がある								
産後	14	産後、産後うつ病がある								
	15	産後、産後うつ病がある								
産後	16	産後、産後うつ病がある								
	17	産後、産後うつ病がある								
産後	18	産後、産後うつ病がある								
	19	産後、産後うつ病がある								
産後	20	産後、産後うつ病がある								
	21	産後、産後うつ病がある								
産後	22	産後、産後うつ病がある								
	23	産後、産後うつ病がある								
産後	24	産後、産後うつ病がある								
	25	産後、産後うつ病がある								

**乳幼児期のリスクアセスメントシート**

項目	No.	項目	回答状況	リスク	対応	対応	対応	対応	対応	対応
産後	1	産後、産後うつ病がある								
	2	産後、産後うつ病がある								
産後	3	産後、産後うつ病がある								
	4	産後、産後うつ病がある								
産後	5	産後、産後うつ病がある								
	6	産後、産後うつ病がある								
産後	7	産後、産後うつ病がある								
	8	産後、産後うつ病がある								
産後	9	産後、産後うつ病がある								
	10	産後、産後うつ病がある								
産後	11	産後、産後うつ病がある								
	12	産後、産後うつ病がある								
産後	13	産後、産後うつ病がある								
	14	産後、産後うつ病がある								
産後	15	産後、産後うつ病がある								
	16	産後、産後うつ病がある								
産後	17	産後、産後うつ病がある								
	18	産後、産後うつ病がある								
産後	19	産後、産後うつ病がある								
	20	産後、産後うつ病がある								
産後	21	産後、産後うつ病がある								
	22	産後、産後うつ病がある								
産後	23	産後、産後うつ病がある								
	24	産後、産後うつ病がある								
産後	25	産後、産後うつ病がある								
	26	産後、産後うつ病がある								

## 内容

- 妊娠・出産期のリスクアセスメントシート(23項目)
- 乳幼児期リスクアセスメントシート(23項目)

妊娠期・出産期のリスクアセスメントシート該当項目の個数が**7個以上**、乳幼児期おリスクアセスメントシート該当項目が**6個以上**の場合、児童福祉と情報を共有する必要がある家庭である可能性が高い。(※)

※あくまでも暫定的に定めたものであり、現時点では臨床的な判断に加え補助的に使用する参考値としての使用を推奨。

リスクアセスメントシート運用マニュアルに、シートの使い方、用語の定義、各項目についての説明・具体例等について掲載されている。

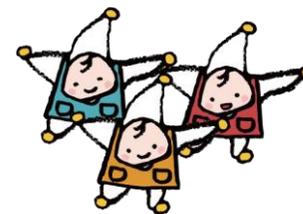
○令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」(補助先: 国立成育医療研究センター)

報告書掲載先(国立成育医療研究センターHP) [https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro\\_jigyoo/](https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyoo/)

# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



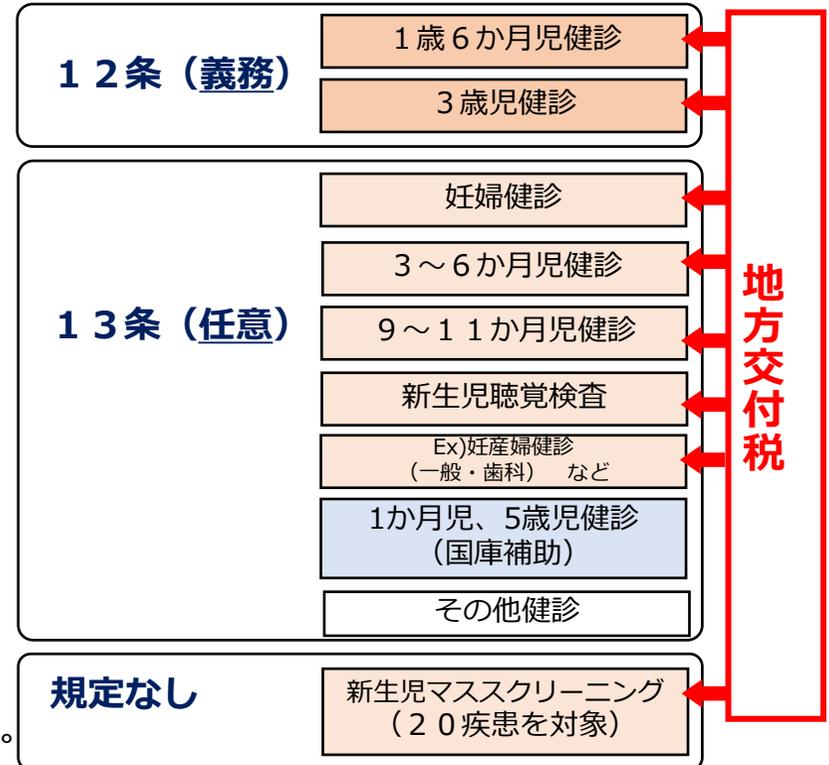
## 1. 現状

### (母子保健法上の各種健診の規定)

- 母子保健法では、健康診査について **12条(義務)** と **13条(任意)** に規定している。
- 12条(義務)** では、市町村は「**1歳6か月児健診**」「**3歳児健診**」を実施しなければならないとしている。

### (地方交付税措置の状況)

- 12条(義務)** の「**1歳6か月児健診**」「**3歳児健診**」については、地方交付税措置されている。
- 13条(任意)** の「**妊婦健診**」「**3～6か月児健診**」「**9～11か月児健診**」「**新生児聴覚検査**」などについては、地方交付税措置、「**1か月児健診**」「**5歳児健診**」については、国庫補助を行っている。
- また、母子保健法に規定がない**新生児マススクリーニング検査(20疾患)**についても、地方交付税措置されている。



### 母子保健法(抄)

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

令和8年度概算要求額 8億円（一）【令和5年度補正創設】

### 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

### 事業の概要

#### ◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

#### ◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

##### ① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

##### ② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

#### ◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

### 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助基準額：① 6,000円／人（原則として個別健診） ② 5,000円／人（原則として集団健診）

# 5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ

## 概要

- 多くの市町村では、3歳児健診(法定健診)以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**5歳児健診の標準化・体制整備が必要**。(4～6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%(令和3年度母子保健課調べ))
- 特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘されており、**5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少**したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、**必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要**。

## 5歳児健診

令和5年度研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会・成育医療等分科会で議論の上、自治体に周知。

### 問診・診察・評価

- ・ 情報集約(過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等)
- ・ 発達等の評価
- ・ 困り感の把握
- ・ 保護者への説明 等

#### 【健診に関わる職種の例】

医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士・運動指導士、言語聴覚士 等

### 専門相談

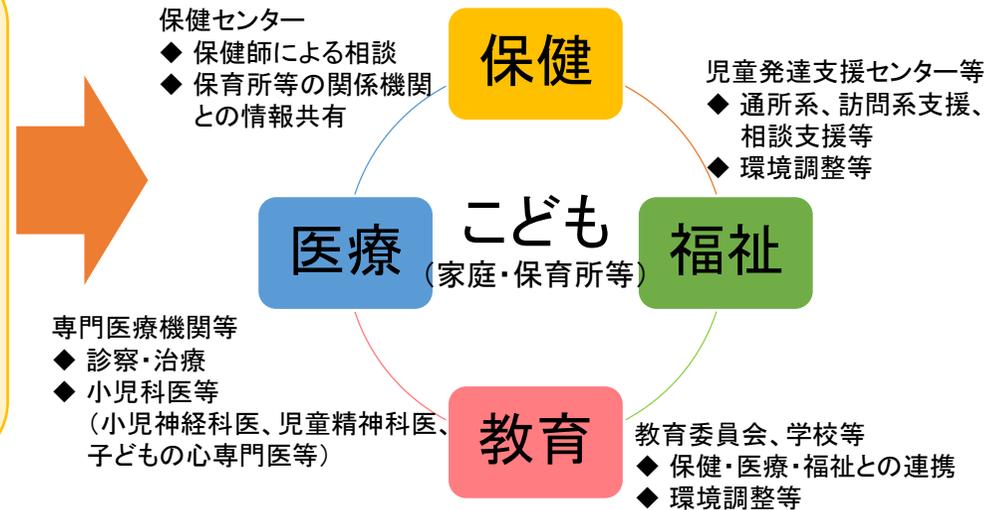
- 保護者との共有**
- ・ 健診後の不安の傾聴
  - ・ 保護者の気づきを促す
  - ・ 多職種による助言

### 健診後カンファレンス

多職種による評価、支援の必要性の検討

## 地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制(受け皿)を構築



## 地域のフォローアップ体制に係る課題

- **医療のキャパシティ強化** ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- **福祉との連携強化** ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化(障害報酬を含む)
- **教育との連携強化** ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

# 5歳児健診の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について

(令和6年3月29日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省の連名課長通知)

## 概要

5歳児健診の実施に当たっては、健診の実施体制の構築に加え、健診においてこどもへの発達支援のニーズや保護者に対する子育て相談等（就学に向けた相談を含む。）のニーズなどが把握された場合に、**地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備**が求められる。特に、市町村を中心に、**保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携**して、地域の実情に応じて地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要であり、これにあたり関係者に求められる役割を整理した。

## 関係者に求められる役割

### 1 市町村に求められる役割

関係団体との連携等を通じて**医師等専門職を確保し、5歳児健診の実施体制の整備に努める**こと。また、**保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が健診やカンファレンス等に参画し、情報共有や多角的な視点から支援・対応方針の検討を行う**ことや、健診後の支援方針等を関係者間で情報共有することなどにより、適宜既存の会議体等を活用しつつ、関係者が連携した地域における支援のフォローアップ体制の整備に努めること。さらに、児童発達支援センター等を中核とした**地域の障害児支援体制の強化を通じて、保健と福祉の連携充実**に努めること。

### 2 都道府県に求められる役割

市町村における5歳児健診の実施体制の整備に当たって、地域の実情を踏まえて、**広域的な調整**を行うこと。また、発達障害等の診断を行う専門医療機関において、発達障害等に係る速やかな受診や評価を行える体制を構築し、適切な支援に結びつけること。さらに、**関係機関との情報共有や連携**、個別の支援計画の策定等にあたり保育士等に求められる専門知識・ノウハウを踏まえつつ、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもへの対応に関する**研修機会の提供**に努めること。

### 3 医療機関や医療関係団体に求められる役割

5歳児健診やその後のフォローアップを担当する医師等の確保において、市町村や都道府県から連携や協議の依頼があった場合は、可能な限り協力すること。また、令和6年度診療報酬改定において、発達障害等の診療に係る対応を行っており、各医療機関における取組の際に参考とすること。

### 4 保育所等（保育所・幼稚園・認定こども園等）に求められる役割

市町村から保護者の同意を得て依頼があった場合、こどもの集団生活の様子からの気付きや保護者が感じている課題等の情報について、**健診に関わる保健師等との共有**が望ましいこと。**児童発達支援センター等との連携や、保育所等訪問支援等や巡回支援専門員の活用**も含めて、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもに対する教育・保育の充実を図るなどしつつ、**集団生活の場で個々の発達の特性に応じた細やかな配慮**を行うなどすること。

### 5 教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割

教育委員会においては、5歳児健診やその後のフォローアップに積極的に参画し、保健・福祉部局と連携し、就学に当たって不安を抱えている**保護者への相談や、入学後の学校生活や教育制度等に関する情報提供**等を行うこと。また、健診及びその後のフォローアップに係る情報を、**児童発達支援センター等の関係機関と連携・共有**することが望ましく、当該情報を活用して、本人や保護者の意向も踏まえつつ、**個別の教育支援計画に反映**すること。あわせて、児童発達支援センター等**福祉部局と連携し、こどもの就学後も切れ目ない支援を提供**できるよう留意すること。

NO	都道府県名	市町村数	R5補助金		R6補助金		R5補助金		R6補助金	
			- 1か月児	- 1か月児	- 1か月児	- 1か月児	- 5歳児	- 5歳児	- 5歳児	- 5歳児
1	北海道	179	7	4%	128	72%	12	7%	48	27%
2	青森県	40	4	10%	8	20%	2	5%	2	5%
3	岩手県	33	4	12%	14	42%	0	0%	2	6%
4	宮城県	35	0	0%	0	0%	0	0%	2	6%
5	秋田県	25	1	4%	12	48%	2	8%	5	20%
6	山形県	35	0	0%	6	17%	0	0%	7	20%
7	福島県	59	0	0%	15	25%	1	2%	9	15%
8	茨城県	44	9	20%	29	66%	1	2%	2	5%
9	栃木県	25	0	0%	22	88%	0	0%	9	36%
10	群馬県	35	0	0%	33	94%	2	6%	5	14%
11	埼玉県	63	1	2%	11	17%	2	3%	8	13%
12	千葉県	54	0	0%	5	9%	0	0%	2	4%
13	東京都	62	0	0%	4	6%	2	3%	4	6%
14	神奈川県	33	0	0%	5	15%	1	3%	3	9%
15	新潟県	30	3	10%	14	47%	0	0%	1	3%
16	富山県	15	0	0%	0	0%	1	7%	1	7%
17	石川県	19	19	100%	19	100%	1	5%	3	16%
18	福井県	17	6	35%	15	88%	2	12%	4	24%
19	山梨県	27	3	11%	2	7%	4	15%	9	33%
20	長野県	77	11	14%	4	5%	1	1%	2	3%
21	岐阜県	42	3	7%	20	48%	1	2%	4	10%
22	静岡県	35	0	0%	2	6%	0	0%	1	3%
23	愛知県	54	1	2%	2	4%	2	4%	2	4%
24	三重県	29	4	14%	21	72%	1	3%	0	0%

NO	都道府県名	市町村数	R5補助金		R6補助金		R5補助金		R6補助金	
			- 1か月児	- 1か月児	- 1か月児	- 1か月児	- 5歳児	- 5歳児	- 5歳児	- 5歳児
25	滋賀県	19	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
26	京都府	26	0	0%	26	100%	0	0%	2	8%
27	大阪府	43	0	0%	30	70%	1	2%	6	14%
28	兵庫県	41	0	0%	15	37%	1	2%	2	5%
29	奈良県	39	2	5%	4	10%	1	3%	2	5%
30	和歌山県	30	0	0%	12	40%	0	0%	2	7%
31	鳥取県	19	0	0%	7	37%	6	32%	11	58%
32	島根県	19	5	26%	12	63%	1	5%	5	26%
33	岡山県	27	1	4%	2	7%	0	0%	0	0%
34	広島県	23	0	0%	12	52%	0	0%	0	0%
35	山口県	19	13	68%	18	95%	0	0%	1	5%
36	徳島県	24	18	75%	22	92%	1	4%	4	17%
37	香川県	17	0	0%	17	100%	0	0%	3	18%
38	愛媛県	20	0	0%	0	0%	2	10%	6	30%
39	高知県	34	2	6%	5	15%	0	0%	2	6%
40	福岡県	60	0	0%	2	3%	0	0%	3	5%
41	佐賀県	20	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
42	長崎県	21	1	5%	5	24%	4	19%	9	43%
43	熊本県	45	0	0%	3	7%	1	2%	2	4%
44	大分県	18	0	0%	0	0%	2	11%	5	28%
45	宮崎県	26	0	0%	2	8%	0	0%	3	12%
46	鹿児島県	43	0	0%	37	86%	1	2%	17	40%
47	沖縄県	41	0	0%	4	10%	0	0%	2	5%
合計		1741	118	7%	626	36%	59	3%	222	13%

令和8年度概算要求額 9百万円（－）【令和6年度補正創設】

## 事業の目的

- 「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の全国展開にあたっては、実際に健診を行う医師の経験不足等が懸念され、健診医の確保に苦慮をしている。そのため、健診を実施できる健診医を養成するために研修の機会を確保する必要がある。
- そのため、「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の研修を実施する団体への支援を行い、乳幼児健診の健診医の養成、質の向上を推進する体制の整備をとおり、1か月児健診及び5歳児健診の全国展開を図る。

## 事業の概要

- 対象者  
「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診を行う医師を中心に、**連携を目的とした自治体職員や医師以外の専門職**
- 実施方法  
・開催場所は全国で行ったり、オンラインで実施したりすることで、全国の医師が参加できるようにする。
- 内容  
・「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の実施に必要な医師の診察手技等の専門性の高い研修を行う。  
・**連携を目的として、自治体職員や心理担当職員や言語聴覚士等の専門職も合わせて研修を行う。**

## 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）      【補助率】 1/2      【補助基準額】 1団体あたり6,000千円

令和8年度概算要求額 1億円（一）【令和6年度補正創設】

## 事業の目的

- 3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診については、集団健診で行っている自治体も多く、また、法定ではなく任意健診であるが、身体の状態や発達の評価等を行うために重要な健診であり、すべての自治体で健診実施を行えるように体制整備を行う必要がある。
- しかし、一部の自治体では健診が未実施となっており、その理由としては、
  - ①健診医が確保できない
  - ②医師以外の専門職が確保できない
  - ③健診実施に当たっての基本的な運営や、特に5歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難といった課題が挙げられた。
- そのため、各自治体において、健診医や専門職の確保が難しい地域や、過疎地等での健診実施を図るため、健診実施の体制整備を行えるよう支援をし、各健診の全国での実施を目指す。また、都道府県による医師確保のための大学病院への働きかけや技術的助言等を通じて、自治体における健診実施体制の構築を促進する。

## 事業の概要

- 都道府県事業
  - (1) 関係団体との調整や、広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助  
(3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
  - (2) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助 (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
- 市町村事業 (※3～6か月児、9～11か月児健診の支援については、未実施自治体のスタートアップ支援とする)
  - (3) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助 (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
  - (4) 各健診の運営や基礎的な事項に関する研修、5歳児健診特化のフォローアップ体制の研修費用 (保健師・心理士等の医療従事者・教育関係者が対象) (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)

## 実施主体等

- 【実施主体】 (1) (2) 都道府県 (3) (4) 市町村 【補助率】 1/2
- 【補助基準額】 (1) 1都道府県あたり 1,722千円 (2) (3) 1都道府県あたり・1市町村あたり 884千円
- (4) 1市町村あたり 293千円

# 5歳児健診 ポータル

supported by こども家庭庁



5歳児健診を  
すべてのこどもに。

健診の流れやケーススタディが「見える」「分かる」ポータルサイト

## 📊 データで見える！

5歳児健診を実施している自治体を探す

年間の出生児数

- ~50人  51~100人  101~200人  
 201~300人  301~400人  401~500人

この条件で探す 🔍

## ▶ 動画で分かる！

健診の流れを動画で学ぶ



## 📄 取材レポート

自治体への取材レポートを読む



※ 令和6年度こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業  
「こどもの健やかな成長・発達のためのバイオサイコソーシャルの観点(身体的・精神的・社会的な観点)からの切れ目のない支援の推進のための研究」(研究代表者:永光 信一郎)

# 1か月児及び5歳児健康診査の課題の抽出及び対策に関する情報連絡会議

## 背景・概要

- ・ 乳幼児の健やかな発達を確保する観点から、出産後から就学前までの切れ目のない健診の実施体制を整備することを目的として、令和5年度補正予算において、自治体における1か月児・5歳児健診の実施を支援することとした。
- ・ しかしながら、**1か月児健診**については、求められる健診項目の専門性が高く、**産婦人科医の参画にハードル**がある、**5歳児健診**については、発達障害等のスクリーニングは時間がかかるため**5歳児全員に実施するのは困難**、発達障害等の疑いのある子への**フォローアップ体制の構築が困難**等の声が聞かれ、**実施自治体が必ずしも多くはない**のが実情。
- ・ このため、**関係学会・団体等からのヒアリングを通じて、現場での課題を抽出し、対策について検討・協議**を行うことを目的として、1か月児健診、5歳児健診それぞれについて、関係団体等との**情報連絡会議**を開催するもの。

## 開催スケジュール

第1回	2024年7月18日
第2回	2024年10月2日（1か月児健診） 10月8日（5歳児健診）
第3回	2025年2月25日（5歳児健診）
第4回	開催準備中（5歳児健診）

## 今後の開催について

### 1か月児健診に関する情報連絡会議

#### <テーマ例>

- ・ 健診を実施するのに必要なスキルの習得の機会について
- ・ 産婦人科と小児科医との連携のあり方 等

#### <参加団体>

日本医師会、日本小児科医会、日本小児科学会、日本小児保健協会  
日本小児期外科系関連学会協議会  
(日本眼科学会、日本小児整形外科学会、日本耳鼻咽喉科学会を含む)  
日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会 ほか

### 5歳児健診に関する情報連絡会議

#### <テーマ例>

- ・ 健診の実施方法について
- ・ 多職種による評価・フォローアップ体制について 等

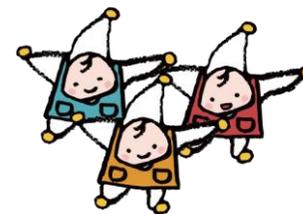
#### <参加団体>

日本医師会、日本小児科医会、日本小児科学会、日本小児保健協会  
日本歯科医師会、保育3団体協議会（全国保育協議会）  
日本作業療法士協会、日本公認心理師協会、日本言語聴覚士協会  
日本小児診療多職種学会、自治体 ほか ※文部科学省の関係課も参加

# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



# 産後ケア事業について

## 産後ケア事業（母子保健法第17条の2）とは

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

## これまでの経緯

H26年度	・予算事業として創設（※平成26年度はモデル事業）
H28年度	・平成28年度事例集を作成
H29年度	・ガイドラインを作成
R 1 年度	・母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化（R3.4施行）
R 2 年度	・ガイドラインを改定
R 3 年度	・ <b>産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に（R 1 改正母子保健法の施行）</b> ・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に
R 4 年度	・ <b>住民税非課税世帯に対する利用料減免加算</b> （基準額：1回あたり5,000円）等を創設 ・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成
R 5 年度	・ <b>ユニバーサルな事業であることを明確化（対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に見直し）</b> ・ <b>すべての世帯に対する利用料減免加算</b> （基準額：1回あたり2,500円）や、都道府県の広域調整に関する補助事業を創設 ・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる
R 6 年度	・ <b>支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設</b> ・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設 ・ <b>産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正（R7.4施行）</b> ・ガイドラインを改定（ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等）
R 7 年度	・ <b>「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入</b> （補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に ※R 6 以前：国1/2・市町村1/2） ・兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設

## 実施状況



# 産後ケア事業の提供体制の整備

【子ども・子育て支援法】

- 産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
  - ① 受け皿拡大に当たり、市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。
  - ② 妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要。
- 産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けることで、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備※を進める。

**国** : 基本指針を定める。

**都道府県** : 市町村事業計画の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努める。

**市町村** : 基本指針に基づき市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める。

国立成育医療研究センター  
(※女性の健康ナショナルセンター)



自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

- 産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等

令和8年度概算要求額 77億円（66億円）

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和6年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

## 事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。 ※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

### 【補助基準額】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,849,300円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,781,800円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円  
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 3,080,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算（R7～）  
1施設あたり月額 182,900円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算（R7～）  
1施設あたり月額 256,700円

## 事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

# 産後ケア事業ガイドライン（令和6年度）

## 背景

- 産後ケア事業ガイドラインについては、平成29年に策定され、令和2年に改定を行った。その後も事例集の紹介等が行われたほか、実施要綱の改定、通知の発出や調査研究等が実施されてきた。
- 今般、上記を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の更なる充実を図るため、ガイドラインの改定を行った。

## 主な改定内容

1	事業の目的	
2	実施主体	<p>最新の法改正や事務連絡・指針等にあわせた改定</p> <p><b>都道府県の広域支援の役割を追記</b></p> <p><b>ユニバーサルサービスであることの明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産後ケアを必要とするすべての母親が対象となるように表現を変更</li> <li>○ 幅広いニーズに沿うための利用促進を図る施策や、きょうだい児がいる場合や、医療的ケア児についての記載を追加 等</li> </ul>
3	対象者	
4	対象時期	
5	実施担当者	
6	事業の種類	
7	実施の方法	
(1)	管理者	
(2)	短期入所（ショートステイ）型	<p>新たに見直しをはかった改定</p> <p><b>ケアの内容について記載を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまで項目が箇条書きで記載されていたのみであったケアについて、具体的な内容を記載</li> <li>○ アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援への連携についての記載を追加 等</li> </ul> <p><b>安全に関する内容について記載を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故防止等に向けた安全対策（児の睡眠中のSIDS予防、児を預かる場合の留意点、緊急時の協力医療機関の選定、産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われた事案を確認した場合の対応、重大事故発生時の対応等）について、市町村がマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認することを記載</li> <li>○ 重大事故発生時の対応について、最新の通知を踏まえた対応に更新</li> </ul>
(3)	通所（デイサービス）型	
(4)	居宅訪問（アウトリーチ）型	
(5)	ケアの内容	
(6)	産後ケア等サービスに係る利用料	
8	安全に関する留意事項	
9	留意すべき点	
10	実施者に対する研修	
11	事業の周知方法	
12	事業の評価	

令和8年度概算要求額 3億円（一）【令和6年度補正創設】

## 事業の目的

- 産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようになるための提供体制の確保に向けた取組を進める」こととされたところ。
- また、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。
- 産後ケア事業のユニバーサル化に向け、受け皿の拡大を進めていくため、産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）に対する改修費等を支援することにより、産後ケア事業の実施体制の強化を図る。

## 事業の概要

産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）の新設、定員の拡大等を行おうとする設置主体に対して、当該施設の改修に伴い必要となる経費の一部を補助する。



## 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】設置主体が市町村の場合：国 1 / 2、市町村 1 / 2 (直接補助)

設置主体が民間団体の場合：国 1 / 2、市町村 1 / 4、民間団体 1 / 4 (間接補助)

【補助基準額】33,372千円

## 留意点

次世代育成支援対策施設整備交付金の補助の対象となる場合は、本事業による補助の対象外とする。

令和8年度概算要求額 4億円（3億円）【令和6年度創設】

## 目的

地方の周産期医療体制等の不足を補完し、居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産等ができ、適切な医療や保健サービス等が受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費等の助成を行うことにより、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

## 内容

### ◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊産婦等

### ◆ 内容（各市町村のニーズに応じて（1）～（6）から適宜選択して実施）

- （1）妊婦健診
- （2）出産
- （3）産婦健診
- （4）産後ケア
- （5）乳幼児健診
- （6）不妊治療

## 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
  - ◆ 補助率：国1/2  
（都道府県1/4、市町村1/4）
- ※都道府県からの間接補助による交付

## 補助単価

### （1）交通費（往復）

：移動に要した費用（公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の8割を助成（2割は自己負担）

※（1）妊婦健診、（2）出産（3）産婦健診（4）産後ケア（5）乳幼児健診（6）不妊治療について、  
（1）妊婦健診及び（2）出産の場合のみ、タクシー移動も対象とする。

### （2）宿泊費（上限14泊）

：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から2,000円／泊を控除した額を助成  
（※1泊当たり2,000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

※出産の場合のみ対象

令和8年度概算要求額 母子保健衛生対策推進事業委託費 1億円（1億円）

## 1 事業の目的

- 令和5年3月に閣議決定された成育医療等基本方針において、「子どもや子どもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。」と記載されている。
- 令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランにおいて、「女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進める」と記載されている。
- 新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる**国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実**を図る。

## 2 事業の概要

### ◆ 内容

- 成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等の成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進。
- 主として、以下のテーマに係る研究・データ分析の実施、施策の推進を支援。
  - ① **産後ケア事業**や**妊産婦のメンタルヘルス**をはじめとする成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等
  - ② **プレコンセプションケア**に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等
  - ③ **予防のためのこどもの死亡検証（CDR）**に係る体制整備支援（自治体への有識者の派遣、人材育成等に係る連携等）【拡充】
  - ④ **出生前検査認証制度**に係るデータ収集・分析
  - ⑤ 母子保健をはじめとした**成育医療等に関する広報コンテンツ作成**
  - ⑥ **こどもの心の診療ネットワーク事業**に係る体制整備支援【拡充】

### ◆ 事業イメージ



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
- ◆ 補助率：定額

# 産後ケア事業に関する有識者検討会議（産後ケア事業多職種連携協議会） の設置について

## 設置目的

- 産後ケア事業は、助産師をはじめとした看護職を中心に、様々な専門職種が互いの専門性を活かしながら、チームとして働きかけることが不可欠であり、事業のあり方を多職種自らが議論し検討していくことが重要である。
- 産後ケア事業の安全性とケアの質等について、多面的かつ定期的に評価・検討することを目的として、令和6年度より、多職種の関係団体等による「産後ケア事業多職種連携協議会」を設置。

## 参加団体（五十音順）

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本看護協会

公益社団法人日本産婦人科医会

公益社団法人日本小児科医会

公益社団法人日本助産師会

全国保健師長会

日本産前産後ケア・子育て支援学会

日本周産期メンタルヘルス学会

- ・ 協議会（年2～3回程度）と、具体的な課題等を検討する委員会（調査検討委員会、安全管理委員会、教育研修検討委員会）から構成。
- ・ 協議会は、産後ケア事業に関する有識者団体の代表者で構成。
- ・ 事務局等運営支援を国立成育医療研究センターが実施。



※「成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業」において実施

# 産後ケア事業多職種連携協議会ホームページ

- 自治体・関係団体や事業者への情報共有及び発信の場として、産後ケア事業多職種連携協議会ホームページを作成。
- 「多職種連携協議会について」、「産後ケア事業関係者用ページ※」、「リンク集」を掲載しており、今後、順次追加予定。

※都道府県・市区町村の母子保健担当者、自治体の委託を受けている産後ケア事業の事業者等に対し、専用ID及びパスワードを周知。

URL : [https://www.ncchd.go.jp/center/activity/sangocare\\_kyogikai/](https://www.ncchd.go.jp/center/activity/sangocare_kyogikai/)

## 多職種連携協議会について

- 産後ケア事業とは
- 産後ケア事業多職種連携協議会とは
  - ・ 設立目的
  - ・ 協議会の組織
- 委員会組織
  - ・ 調査検討委員会
  - ・ 安全管理委員会
  - ・ 教育研修検討委員会

## 産後ケア事業関係者用ページ

- 産後ケア事業に関する動画  
産後ケア事業の提供者として習得しておきたい知識や技術をまとめたもの。
  - ・ 産後ケア事業ガイドラインについて
  - ・ 妊婦のメンタルヘルスの基礎～心理社会的変化の理解～
  - ・ メンタルヘルスに不調を抱えた母親への対応に関する行政・事業者との連携と課題
  - ・ 産後ケア利用者からよく聞かれる相談や不安の内容と対応 等
- 事例集  
産後ケア事業において発生する可能性のある架空の事故事例と、その予防策・発生時の初期対応策等をまとめたもの。
  - ・ 産後の異常出血
  - ・ 乳児の転落（母乳測定時や児の体重測定時）

## リンク集

- 産後ケア事業ガイドライン
- 産後ケア事業多職種連携協議会の参加団体
- こども家庭庁の関連ページ



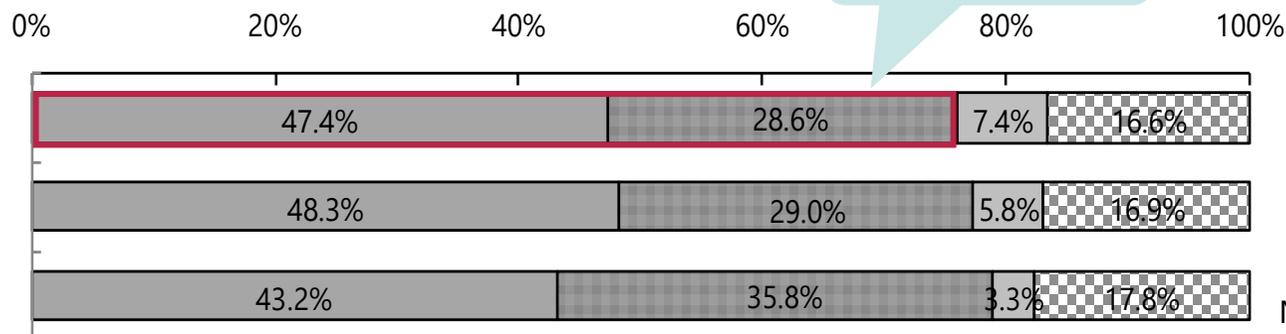
# 産後のメンタルヘルス対応

市町村の状況（令和5年度母子保健事業の実施状況等調査）(回答) 1,741 市区町村

項目	数	割合
EPDS実施人数及びEPDSが9点以上の褥婦の人数を把握している	1,334/1,390(市町村)	96.0%
産後1か月までにEPDSを実施した褥婦の人数 うち、産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦の人数合計	498,573(人) 48,705(人)	9.8%

エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）9点以上の場合、産後うつのハイリスクとされており、産後1か月での割合は、**9.8%**となっている。

## 産後ケア施設におけるEPDS9点以上の方の受け入れ状況

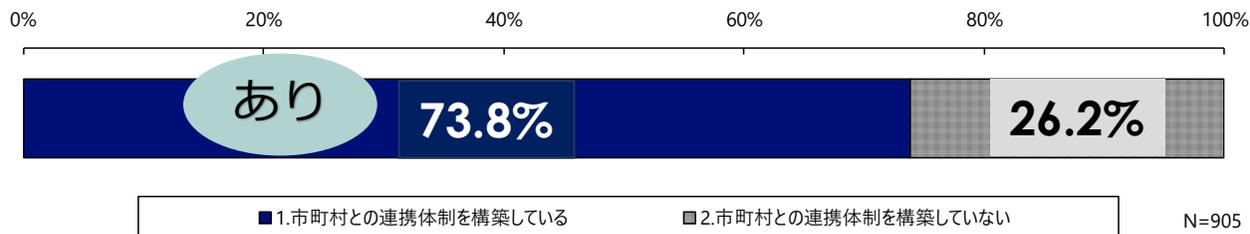


■ 1.受け入れ可で、受け入れ実績もある   ■ 2.受け入れ可だが、実績はない   □ 3.受け入れ不可である   □ 4.利用者のEPDSの点数を確認・把握していない

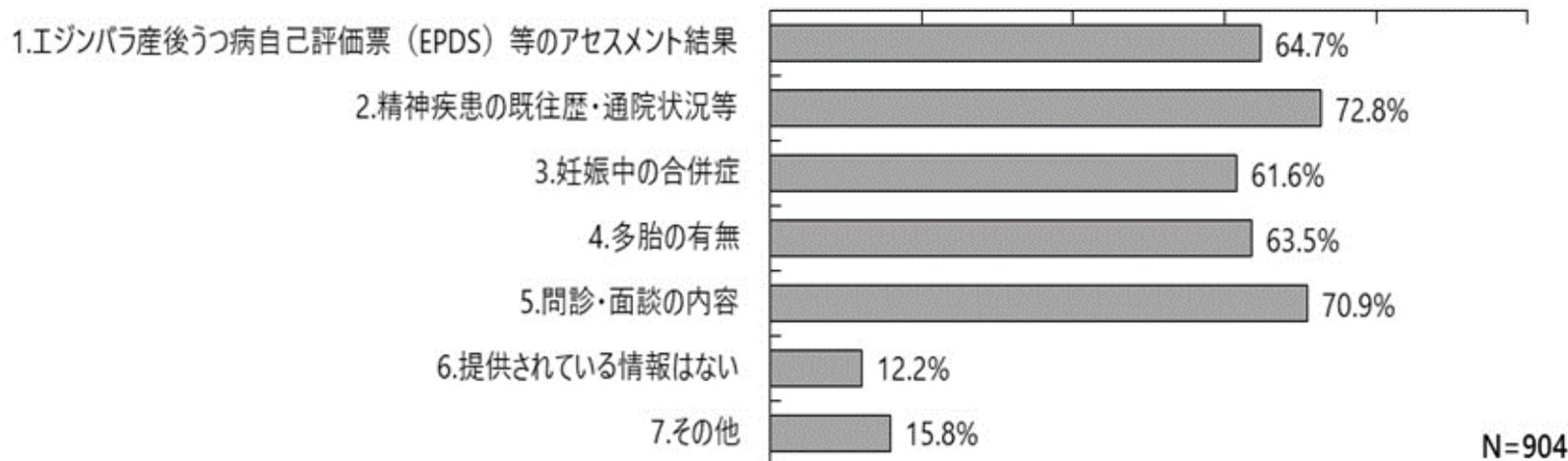
# 産後ケア事業者へのアンケート調査結果より

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業」（株式会社野村総合研究所）

## 産婦のメンタルケア対応における市町村との連携体制の構築



## リスクの高い産婦に関して市町村から事前提供される情報



## 市町村と精神科医療機関等との連携状況

（令和5年度母子保健事業の実施状況等調査）

項目	市区町村数	%
母子保健担当部署内で対象者の情報を共有し、今後の対応を検討している	1,656	96.6%
産後1か月でEPDS9点以上だった方へのフォロー体制 精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある	638	37.2%
体制はない	13	0.8%

参考：「精神科医療機関を含めた地域関係機関と連絡会やカンファレンスを定期的に実施している」と回答した市町村数は7.2%（令和3年度）となっている。

令和8年度概算要求額 0.2億円 (0.4億円)  
【令和5年度補正創設】

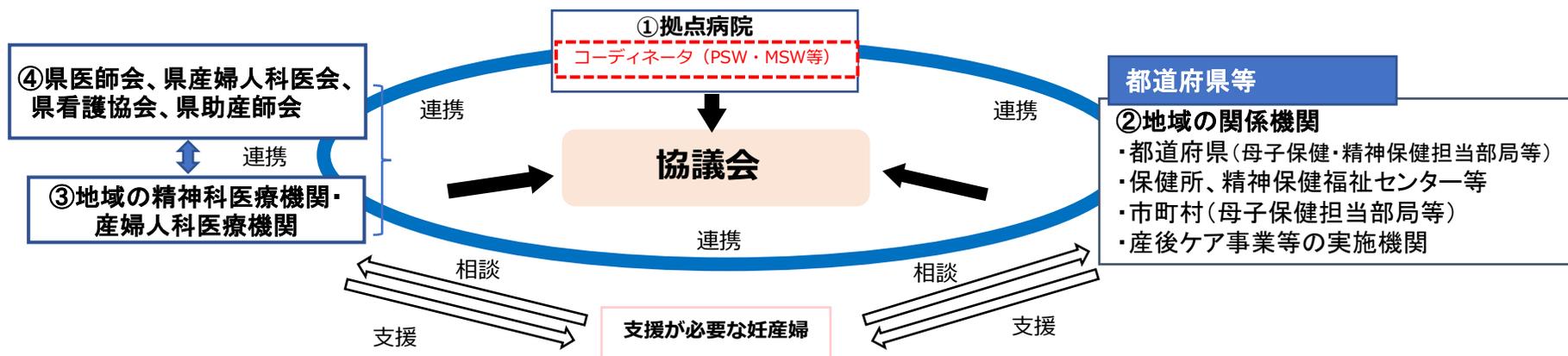
## 事業の目的

- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

## 事業の概要

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②~④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



## 実施主体等

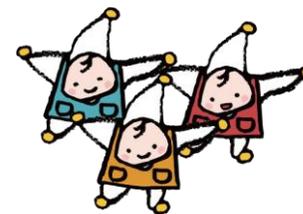
◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市 ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

◆ 補助基準額：月額 1,442千円 ※都道府県が医療圏ごとを実施する場合も同額を補助する。

# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



## 成育医療等基本方針（改定）（令和5年3月22日閣議決定）〈抜粋〉

### Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。

## こども未来戦略 ～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年12月22日閣議決定）〈抜粋〉

### Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進めるとともに、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援を進める。

## 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）〈抜粋〉

### 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

#### （1）全世代型社会保障の構築

相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する。

# プレコンセプションケアの提供のあり方に関する 検討の方向性について

## 当事者の声

### 〇健康な妊娠と出産の準備について

- ・ 仕事もがんばりたいし、子供も欲しい。どの時期に何をしたらよいか情報がほしい。
- ・ 持病があるが、わたしと赤ちゃんにどんな影響があるのかわからない。知りたい。
- ・ 子供がほしいが、自分はどんな準備をしたらいいか知りたい。
- ・ パートナーが妊娠した時に、自分がどんなサポートができるか知りたい。

## 課題①

- ・ 妊娠と妊娠前の準備に関する正しい知識の普及
- ・ 年齢と妊娠の関係に関する正しい知識の普及
- ・ 基礎疾患のある方の妊娠前の情報提供に関する環境整備
- ・ 卵子凍結に関する正しい知識の普及

### 〇健康管理について

- ・ 将来赤ちゃんが欲しいけれど、赤ちゃんを迎えるために、いま何ができるのか知りたい。
- ・ 生理痛が重くてつらい。痛みが軽くなる方法について知りたい。でも、産婦人科に行くのが怖い。

## 課題②

- ・ 低栄養によるやせなど若い世代の栄養に関する知識の普及
- ・ 葉酸摂取など妊娠に備えた栄養に関する知識の普及
- ・ 月経関連疾患への適切な対処に関する知識の普及や相談支援のあり方

### 〇性に関する知識について

- ・ 妊娠や性病が怖い。避妊方法や性感染症について知りたい。
- ・ パートナーに理解してもらいたいし、理解したい。

## 課題③

- ・ 避妊に関する正しい知識の普及
- ・ 性感染症に対する知識の普及
- ・ HPVワクチンや婦人科がん検診に関する知識の普及
- ・ 異性への尊重とそれぞれの身体の違いに対する理解促進

## 現状と課題

- ・ 若い世代が自分の将来を展望する際に、性や妊娠・出産に関して、さまざまな疑問を持ちつつ、**正しい知識を得たり、相談する場所・手段については、必ずしも広く知られていない。**
- ・ 中高生、キャリアを優先したい20代、具体的に妊娠を考えている方など対象によって、必要とする情報が異なる。

## 今後の検討の方向性

- プレコンセプションケアに係る以下の課題について、若い世代のニーズを踏まえ、有識者の知見を得ながら検討することとしてはどうか。
- 性や妊娠に関する**正しい知識の普及と情報提供**のあり方
  - 妊娠を考える方の**健康管理に関する相談支援**のあり方

# プレコンセプションケア推進5か年計画（概要）

～性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて～

## 背景と経緯

- 「成育医療等基本方針(令和5年3月改定)」にプレコンセプションケアの推進についての方針が定められたほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- 若い世代が自分の将来を展望する際に、性や健康・妊娠に関する正しい知識の取得方法や、相談する場所・手段について、必ずしも広く知られていない現状を踏まえ、「**プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会 ～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～**（座長：五十嵐隆国立成育医療研究センター理事長）」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、「**プレコンセプションケア推進5か年計画**」を策定。

## プレコンセプションケアの概念及び 現状・課題とその対応にあたっての基本的な考え方

### 1. プレコンセプションケアに関する概念の普及

- プレコンセプションケアは「**性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う**」概念であるが、言葉自体や概念についての**認知度は低い**。
- 思春期から成人期に至るまで、性別を問わず**全ての人が、発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアという概念を知り、それに関する知識について、適切に身につけることは重要**。

### 2. プレコンセプションケアに関する相談支援体制の充実

- プレコンセプションケアに関する相談先として、自治体における「性と健康の相談センター」等があるが、広く知られていない現状がある。
- 若い世代の方が、**より相談しやすくなるような体制づくりが必要**。

### 3. 専門的な相談支援体制の強化

- 基礎疾患のある女性が、説明を受けないまま、妊娠する方がいる実情や、かかりつけ医等と産婦人科医の連携が不十分という指摘も。
- **産婦人科以外の医師もプレコンセプションケアに関して十分な知識を持つ**とともに、かかりつけ医等と産婦人科医の必要な連携に資する情報提供資料が必要である。

## 取組推進にあたって

- プレコンセプションケアの推進にあたっては、**若い世代の意見を聴き**、当事者のニーズに沿った取組を実施し**施策の効果を定期的に評価**。
- 国は、国立成育医療研究センターと連携し技術的に支援、自治体は国の「5か年計画」を参考に「**地方版推進計画**」を策定する等計画的に推進。

## 今後5年間の集中的な取組

〈目標〉  
認知度 80%  
プレコンサポーター  
5万人以上

### 対象者層

全ての世代の方々

妊娠・出産を含めた性や健康に関する相談をしたい方

専門的な相談をしたい方

### 性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供

- ★ SNS等を活用した積極的な情報発信。
- ★ **プレコンセプションケアの普及に係る人材（プレコンサポーター）を育成**するとともに、啓発資料の作成等、自治体・企業・教育機関等における**講演会等の開催支援**。

〈目標〉  
相談窓口認知度  
100%

### 相談支援の充実（一般相談）

- ★ 「性と健康の相談センター」等プレコンセプションケアに関する**一般的な相談ができる窓口の認知を推進**。
- ★ **身近な地域において医療機関等も含め、専門家による相談支援体制の整備**を図る。
- ★ 夜間休日対応の実施や、電話・オンライン相談、メールやSNSの活用等、**相談者の利便性に配慮**。

〈目標〉  
専門相談医療機関数  
200以上

### 相談支援の充実（専門相談）

- ★ 基礎疾患を有する方等が、医療機関等でプレコンセプションケアに関する相談ができるよう、**全国に相談窓口を展開**するとともに、専門外の医師の適切な対応にも資するよう、**医療者用相談対応マニュアルを作成し、周知**。

# プレコンセプションケア推進5か年計画（案）指標一覧

（国が実施する今後5年間の集中的な取組）

III. 1. 性や健康・妊娠に関する正しい知識の積極的な普及と情報提供			
項目	指標	現在	5年後の目標
プレコンセプションケアに関する知識の深化	若い世代におけるプレコンセプションケアの概念の認知度	1割以下	80%
プレコンセプションケアの普及に係る人材育成	プレコンサポーターの人数	—	5万人以上
自治体・企業・教育機関等でのプレコンセプションケアについての取組のサポート	自治体における性と健康の相談センター事業の実施率（連携して行う場合を含む）	約70% （※1）	100%
	企業におけるプレコンセプションケアに関する取組の実施率	約30% （※2）	80%
III. 2. プレコンセプションケアに関する相談支援の充実（一般相談）			
	若い世代における一般的な相談窓口の認知度	—	100%
III. 3. プレコンセプションケアに関する医療機関等における相談支援の充実（専門相談）			
	プレコンセプションケアに関する専門的な相談ができる医療機関数	約60機関 （※3）	200以上

※1 90/129自治体

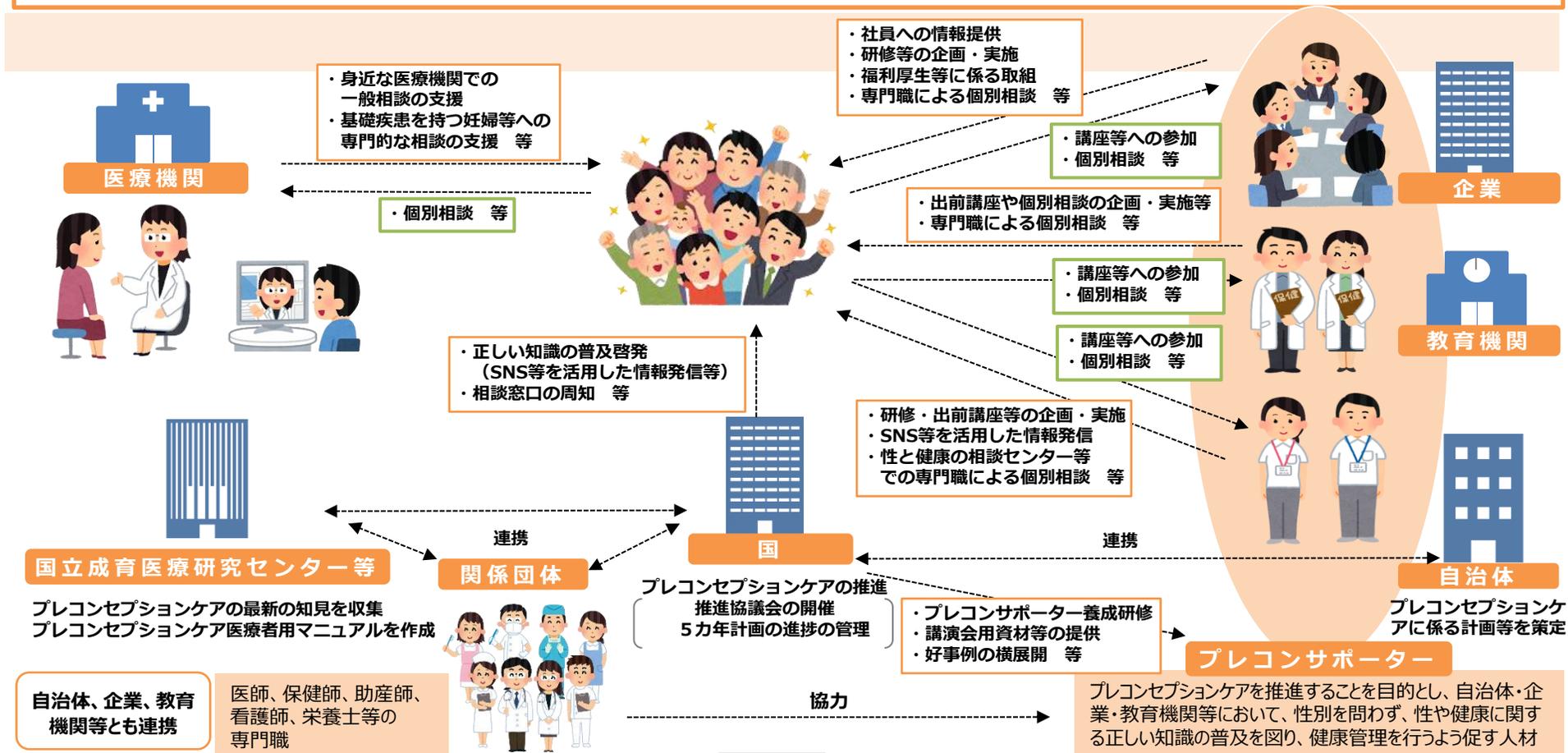
※2 健康経営度調査に回答した大規模法人3,869社中

※3 参考：妊娠と薬外来の拠点病院は57か所

# プレコンセプションケア推進5か年計画を踏まえた支援体制

● 「プレコンセプションケア推進5か年計画」を踏まえた今後5か年の集中的な取り組みとして、国、地方公共団体、企業、教育機関、国立成育医療研究センター等の専門機関及び関係団体が、それぞれの役割に応じて、以下の取組を中心に、着実にプレコンセプションケアを推進していくことが期待される。

- ・性や健康・妊娠に関する正しい知識の積極的な普及と情報提供
- ・プレコンセプションケアに関する相談支援の充実（一般相談）
- ・プレコンセプションケアに関する医療機関等における相談支援の充実（専門相談）



性別を問わず全ての世代の人が、プレコンセプションケアについての知識を持ち、実践することができる社会へ

令和8年度概算要求額 1億円(-)

### 事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- これを踏まえ、「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、「プレコンセプションケア推進5か年計画」の策定を行ったところであり、本事業ではプレコンセプションケア概念の幅広い普及を行うことを目的とする。

### 事業の概要

#### ● プレコンサポーターの養成研修事業【拡充】

プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す「プレコンサポーター」を養成するための研修を行う。

#### ● 自治体支援事業【拡充】

自治体が「地方版推進計画」を策定し、計画的に取組を進められるよう、希望する自治体を集めた「プレコン推進地方自治体会議（仮称）」の運営等を行い、好事例の共有や情報提供・交換を行う。

#### ● プレコンセプションケアに関する情報発信等事業

プレコンセプションケアに関するSNS等を活用した広報啓発、リーフレットや動画等の普及啓発資材の開発、若年世代を対象にした情報発信等を実施する。これにより、「プレコンセプションケア」概念の幅広い普及とともに、男女を問わず、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、適切な健康管理を行うことを目的とする。

#### ● プレコンセプションケアの提供のあり方に関する推進協議会の運営等

「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、当事者のニーズに沿った取組や支援が実施できるよう、当事者、有識者等を集めた「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する推進協議会（仮称）」の運営等を行う。

### 実施主体等

【実施主体】 国（民間事業者等へ委託）

令和8年度概算要求額 6億円（6億円）【令和4年度創設】

## 目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

## 内容

### ◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、企業等の労務担当職員等（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

### ◆ 内容（※都道府県・指定都市・中核市事業においては、（1）～（5）の基本事業は原則全て実施すること。）

#### 【都道府県・指定都市・中核市事業】

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）
- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援
- （7）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
- （8）若年妊婦等に対するアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （9）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （10）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等
- （11）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備
- （12）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）
- （13）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（R6補正）
- （14）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（R6補正） ※補助単価：1か所13万円
- （15）SNSを活用したオンライン相談対応（夜間対応含む）

#### 【市町村事業】

- （16）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催
- （17）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援

◆ 実施自治体数 96自治体（47都道府県、49市） ※ 令和6年度変更交付決定ベース

## 実施主体等

【実施主体】（1）～（15）：都道府県・指定都市・中核市、（16）及び（17）：市町村 ※それぞれの事業を単独で実施可能

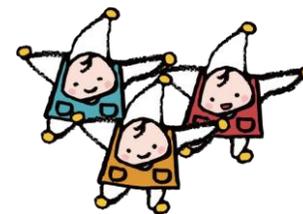
【補助率】 国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1 / 3

※「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、本事業の取組を行う自治体を100%とするため、令和11年度まで、補助率の嵩上げを実施。

# 本日の内容

---

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 令和7年度 母子保健対策関係予算の概要
3. こども家庭センター
4. 1か月児・5歳児健康診査
5. 産後ケア事業・妊産婦メンタルヘルス
6. プレコンセプションケア
7. 母子保健DX



# デジタル行財政改革 取りまとめ2025（抄）

（令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定）

## 2. 各分野における改革

### 【子育て】

#### ＜母子保健DXの推進＞

現状では、妊婦・乳幼児健診等は問診票など紙による運用が基本となっているため、住民や自治体、医療機関において負担・手間が生じており、また、健診結果等の共有にタイムラグが生じている。これらの課題の解決を図るため、母子保健情報の迅速な共有・活用を可能とする母子保健DXを推進する。

**そのため、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH）を整備し、希望する自治体において先行的に運用を実施するとともに、市町村から健康診査等の情報の収集等の事務を審査支払機関へ委託することを可能とする内容を含む制度改正を行った。2024年度に引き続き、2025年度以降も先行実施の進捗等を踏まえ、導入自治体の拡大を図るとともに、必要な機能の拡充を行う。**

**あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024年度に課題と対応を整理した結果を踏まえ、2025年度にガイドライン等を発出し、2026年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる。**

これらの取組等を通じて、母子保健情報等の情報連携基盤（PMH）を活用してスマートフォンで健診の受診や結果の確認を可能とするなど、電子版母子健康手帳の普及を含め、母子保健DXの全国展開を推進することにより、住民の利便性の向上を図るとともに、自治体や医療機関での健診等に係る事務負担を軽減する。

## 母子保健DXとは

手段：全国共通の**情報連携基盤（PMH\*）**や**電子版母子健康手帳（いわゆるスマートフォンの母子手帳アプリ）**を活用することで、

目標：①スマートフォンでの**健診受診・健診結果の確認**や**プッシュ型支援**、**里帰りの際の煩雑な手続きの改善**等を実現し、

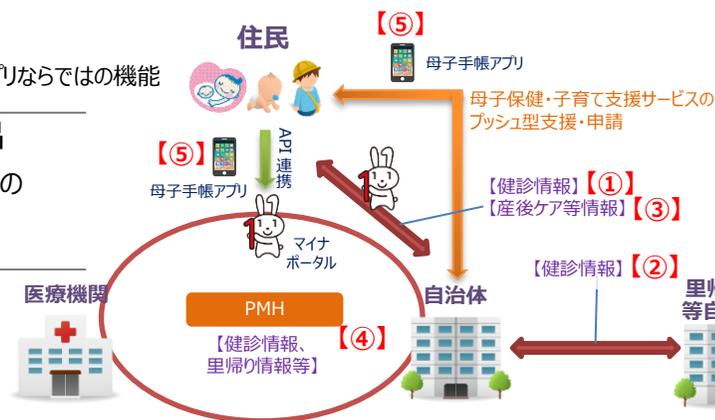
②住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す

\* Public Medical Hub

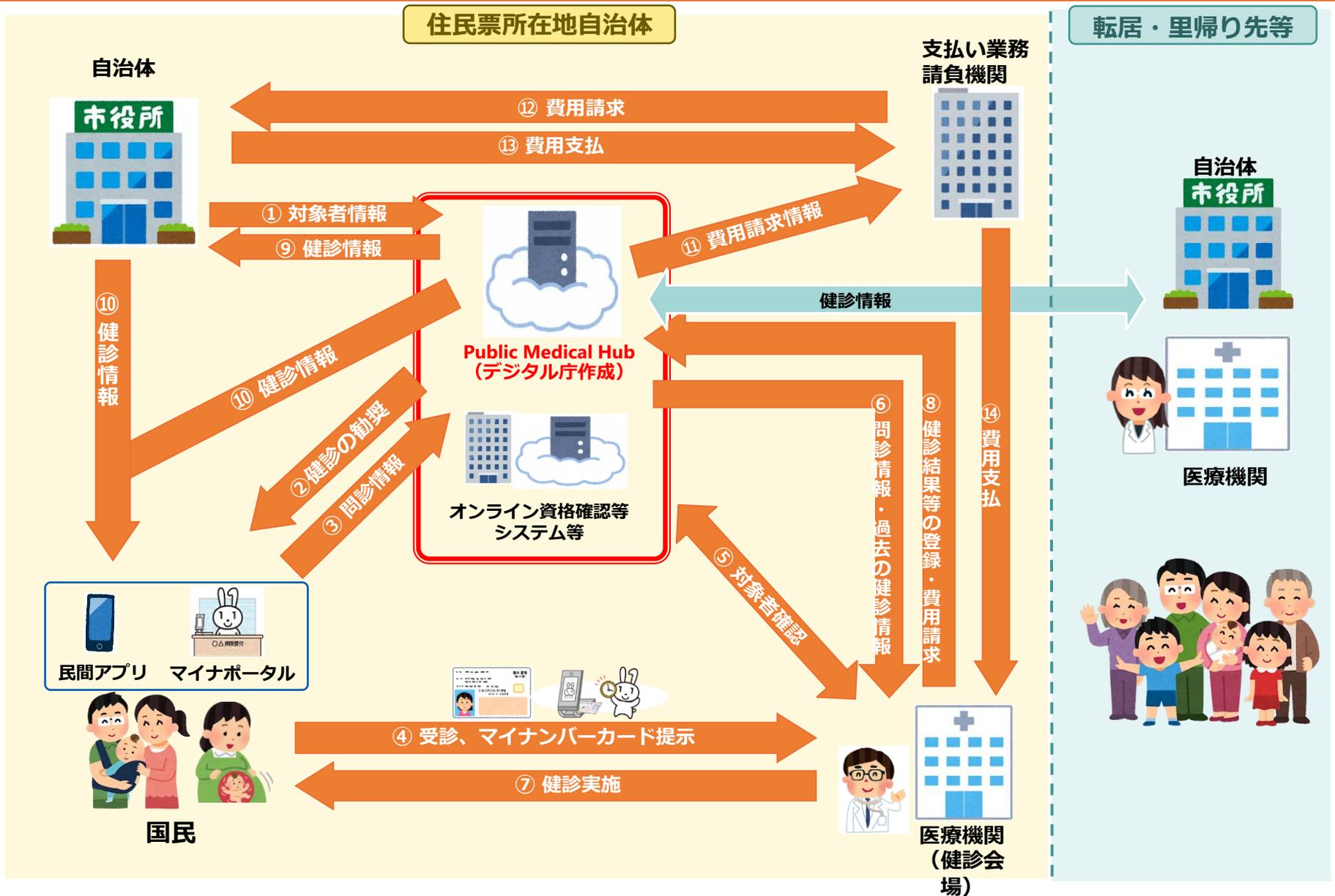
## これまでの経緯、今後の進め方

R2年度	自治体がデータ化した乳幼児・妊婦健診の情報（一部）を <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>PHRの観点からスマートフォン等(マイナポータル)</b>で閲覧可能に【①】</li> <li>・ 中間サーバを介して<b>自治体間で共有可能</b>に【②】</li> </ul>
R4年度	マイナポータルで閲覧可能な <b>母子保健情報の項目の拡充（産後ケア、新生児訪問指導等）を整理*</b> 【③】 ※ 併せて、約10年ぶりに母子健康手帳の内容の大幅見直しを議論（⇒ 令和5年4月～府令様式改正）* R6.6にデータ標準レイアウトに反映し、 ※ 産後ケアの実施内容や、こども家庭センター等相談機関の利用記録等を追加
R5年度	デジタル庁が、住民、自治体、医療機関で母子保健情報を迅速に共有・活用するための <b>情報連携基盤（PMH）を構築</b>
R6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子保健DXを実現するための<b>改正母子保健法が成立</b></li> <li>・ PMHを活用した乳幼児・妊婦健診の<b>先行実施を複数の自治体で開始</b>【④】                      ※ 併せて、産婦健診や里帰りに係る機能拡張や電子カルテとの連携を検討</li> <li>・ 住民とPMHとの接続の利便性向上、プッシュ型支援の実現を目指し、  <b>電子版母子健康手帳の持つべき機能*等を議論</b>【⑤】*紙の手帳の機能+アプリならではの機能</li> </ul>
R7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R6年度の議論を踏まえ、電子版母子健康手帳のガイドライン※等を発出                      ※ベンダー・自治体に、アプリとして持つべき機能やセキュリティ要件等について提示するもの</li> <li>・ PMHの更なる機能拡張（集合契約・費用請求等に係るシステム等）</li> </ul>
R8年度～	電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開

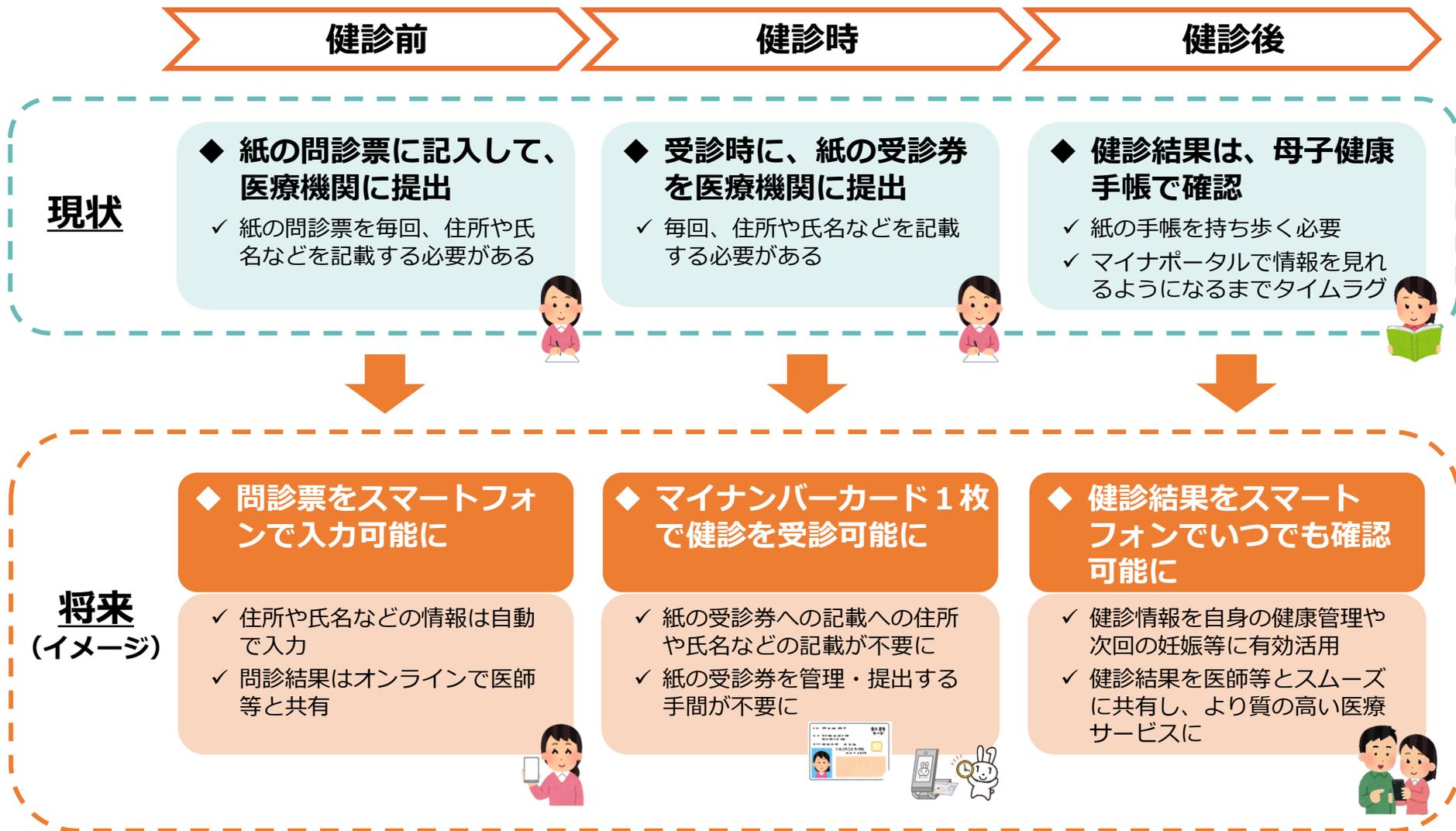
<母子保健DXのイメージ図>



# 母子保健DX（乳幼児・妊婦健診）のイメージ

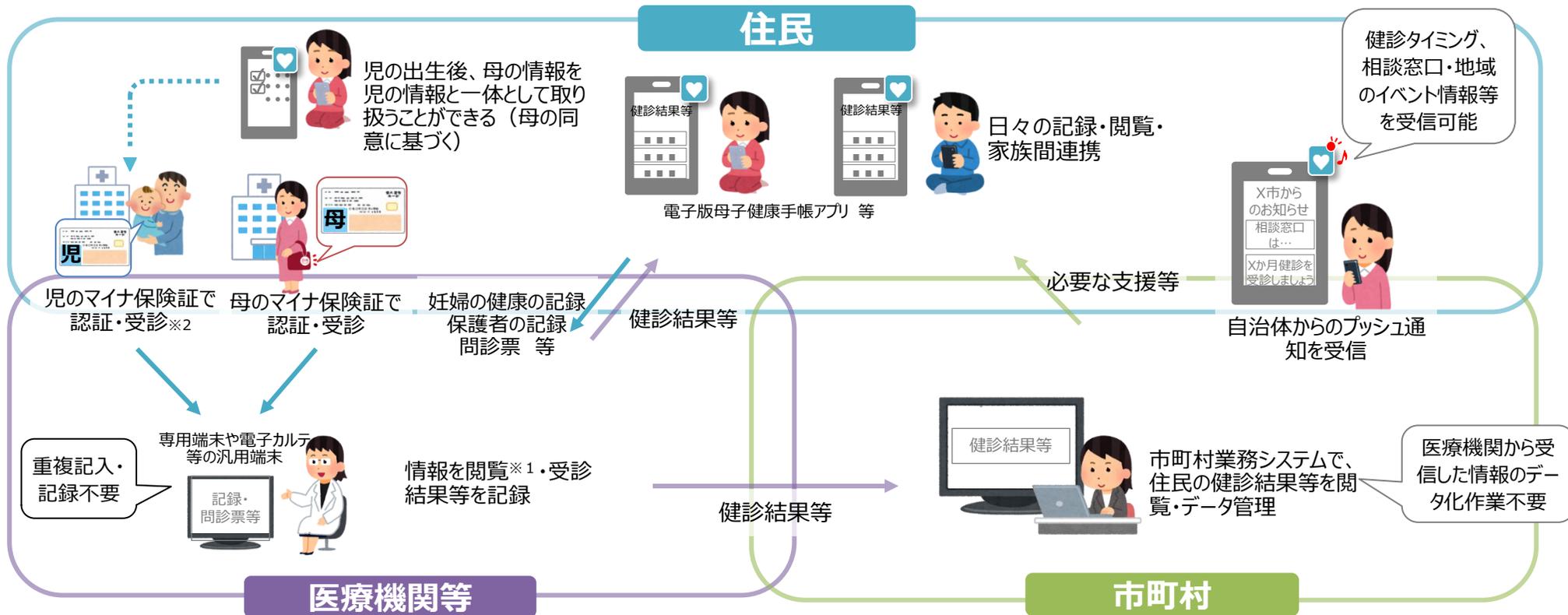


## 母子保健のデジタル化で将来的に目指すイメージ（妊婦健診・乳幼児健診）



# 電子版母子健康手帳の利用イメージ

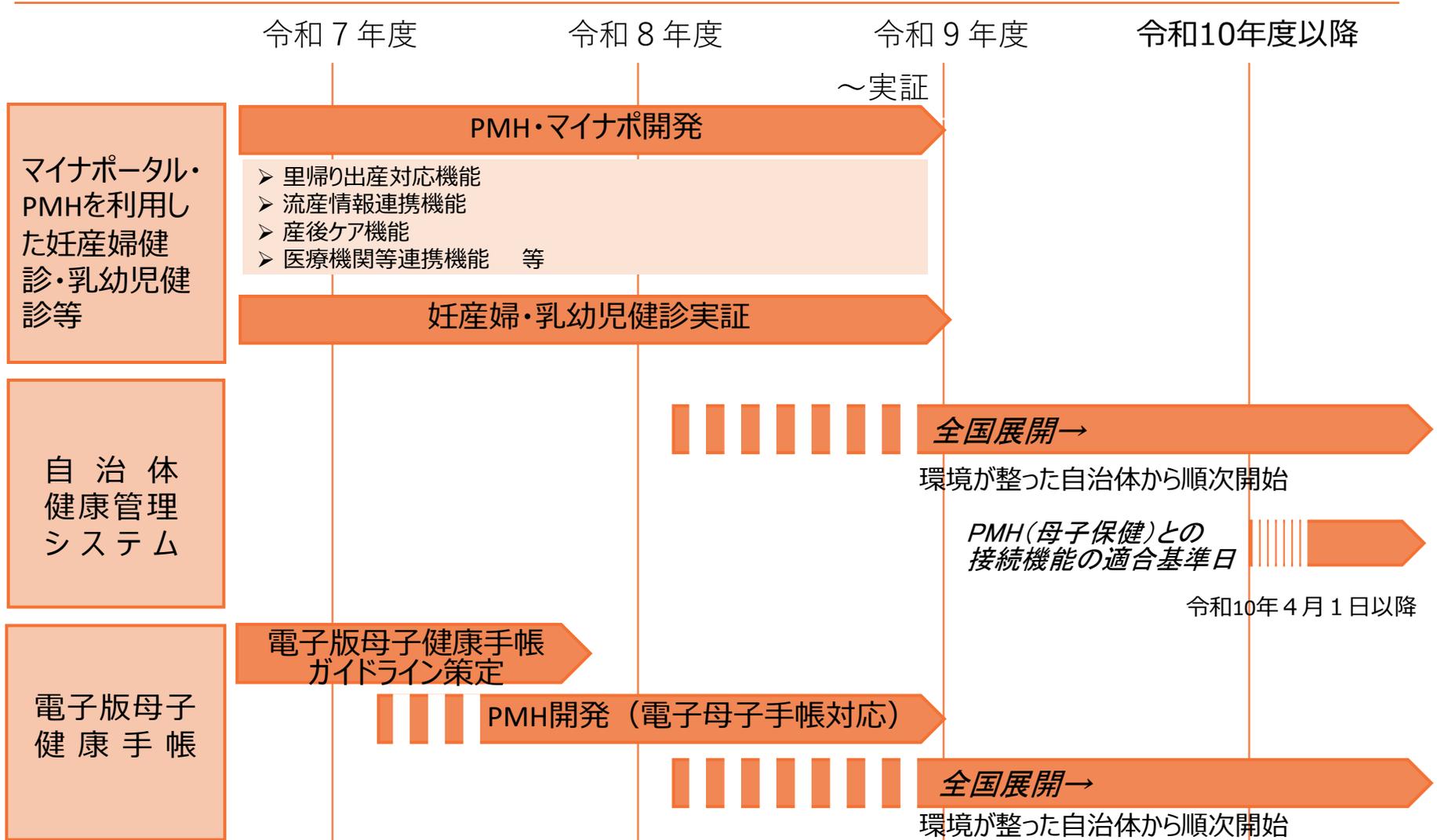
- 災害時や救急時等にも、医療機関受診時に、マイナ保険証での認証により、紙の母子健康手帳を持ち歩いていなくても、母子健康手帳の情報を医療機関が閲覧できる。
- **里帰り等による自治体間の移動**や転居時においても、居住地と里帰り先や、転居先と転居元などの双方の自治体等において、情報を共有することが可能となり、効果的な支援や体制の強化にもつながる可能性がある。
- 自治体が、母子健康手帳等の情報と連携して地域の支援サービスや子育て情報などの情報を発信することにより、情報を必要とする人に届けることができ、**包括的支援**につながっていくことが期待される。



※1 医療機関等は、児のマイナ保険証で認証することにより、児の情報（母が設定した情報を含む）を閲覧することが可能となる。

※2 (児に関する利用の場合)、母が同意した母に関する情報が児に渡され、児の情報と同様に取り扱われることで、母ではなく父や祖父母その他の者が児の受診に付き添う場合も、**母子の情報を一体的に利用することが可能**となる

## 今後想定されるスケジュール



※ PMH: Public Medical Hub

# 參考資料

# 健やか親子21公式ウェブサイト

## (妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト)

<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/>



### 目的

成育医療等基本方針に基づく国民運動として、子育て当事者・国民全体へ妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行う。

### 主な掲載内容

#### 健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21応援メンバーである地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

#### マタニティマーク

マタニティマークの目的や使用ガイドなどを掲載しています。

#### 母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。

#### データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。

#### 参考資料

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

#### 産後ケア事業

産後ケア事業に関する動画、チラシ等を掲載しています。

# 健やか親子21公式ウェブサイト 産後ケア事業ページ

「産後ケア事業」紹介動画（一般向け）及び紹介チラシ（自治体向け）等を掲載

URL : <https://sukoyaka21.cfa.go.jp/sango-care/>



産後ケア事業を利用したい方  
産後ケア事業に関する動画等を掲載しています。

- 「産後ケア事業」紹介動画（ロングver/ショートver）を掲載
- 健やか親子21公式ウェブサイトのほか、こども家庭庁の各種SNSにも掲載  
Youtube : [https://youtu.be/jPfl6\\_GxIqI](https://youtu.be/jPfl6_GxIqI)(ロング)  
<https://youtube.com/shorts/HGXouct9wQA>(ショート)  
X : <https://x.com/KodomoKatei>  
Instagram : <https://www.instagram.com/kodomo.katei/>



ロングVer. [約2分30秒]



ショートVer. [30秒]



自治体/  
自治体から委託を受けている事業者の方  
産後ケア事業リーフレットや関連通知等を掲載しています。

- 自治体の実施状況に応じて活用可能な「産後ケア事業」紹介チラシを掲載
- 産後ケア事業ガイドラインをはじめ、産後ケア事業に係る関連通知等を掲載



ご清聴ありがとうございました

こどもまんなか  
こども家庭庁

